

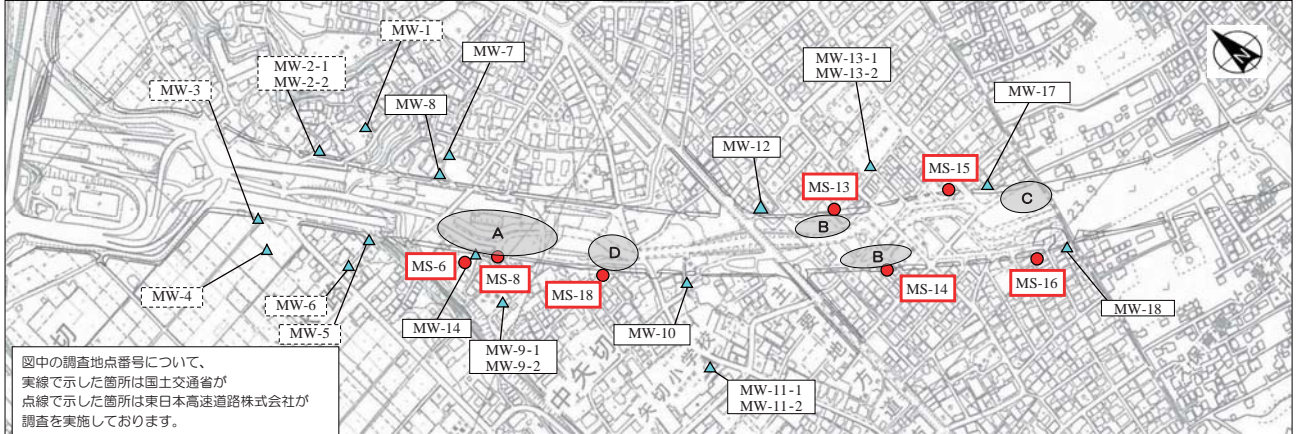
矢切地区の 1 月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式会社の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都圏国道事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、1月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口	■電話番号
国土交通省関東地方整備局 首都圏国道事務所 調査設計課	047-362-4115
東日本高速道路株式会社関東支社 千葉工事事務所 技術課	043-350-3342

1. 調査項目および調査地点

調査項目、および調査地点を下の図に示します。



図中の調査地点番号について、
 実線で示した箇所は国土交通省が
 点線で示した箇所は東日本高速道路株式会社が
 調査を実施しております。

施工範囲	施工業者
A 矢切堀之内電線共同溝その 2 工事	大有建設 (株)
B 矢切堀之内遮音壁その 1 工事	京成建設 (株)
C 矢切堀之内遮音壁その 4 工事	共立建設 (株)
D 東日本高速道路株式会社 工事	

- 凡例
- : 騒音・振動調査地点 (7 地点)
 - ▲ : 地下水位・水質調査地点 (水位: 20 地点、水質: 7 地点)
 - : 工事の施工範囲

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-6	A 矢切堀之内電線共同溝その 2 工事	58	40	1月 12 日
MS-8	D 東日本高速道路株式会社 工事	57	39	
MS-18	A 矢切堀之内電線共同溝その 2 工事 D 東日本高速道路株式会社 工事	55	37	1月 12 日
MS-13	B 矢切堀之内遮音壁その 1 工事 C 矢切堀之内遮音壁その 4 工事	60	34	1月 16 日
MS-14		55	36	
MS-15		60	41	
MS-16		55	34	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

解説

- 騒音レベル L_{A5}
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から 5% 目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。
- 振動レベル L_{10}
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から 10% 目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水調査結果 (調査日: 1月10日、18日)

地下水質の調査結果を下に示します。
 毎月調査している項目として、pH および六価クロムがあります。
 ○ pH および六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	6.8	6.5	7.2	7.8
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	MW-10	MW-12	MW-14	
pH	7.7	7.5	7.5	
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	0.005	

解説

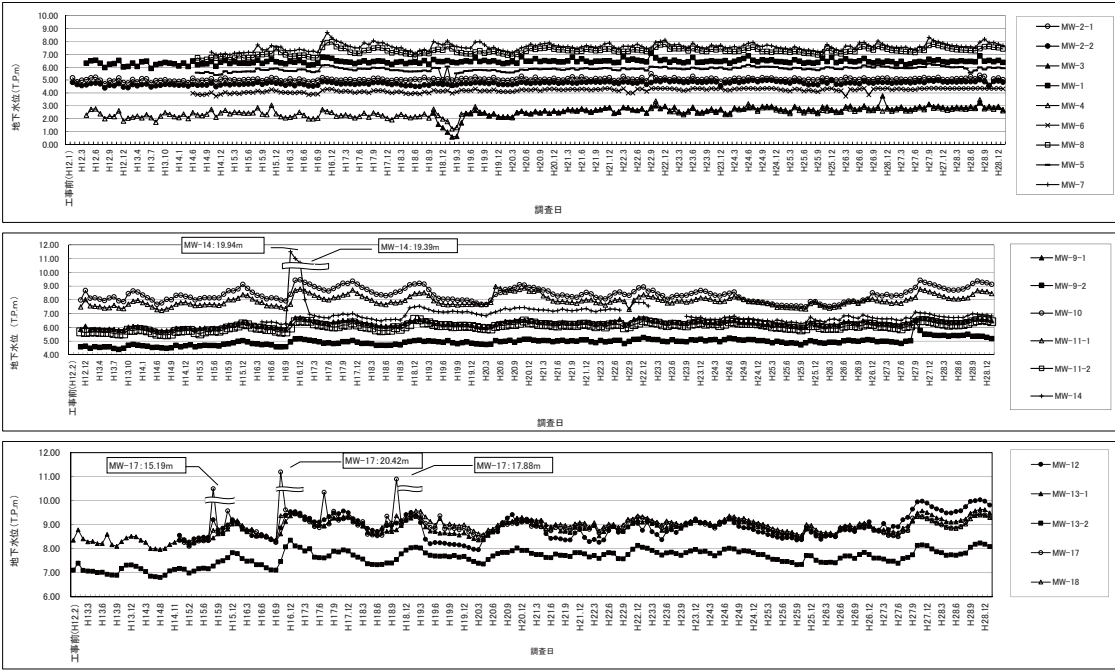
- ★測定項目について
- pH (水系イオン濃度)
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pH がアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pH については地下水における環境基準は定められていません。
- 六価クロム
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は 0.05mg/l 以下とされています。「0.005 未満」とは当該調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

4. 地下水位調査結果 (調査日: 1月17日, 23日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。
 ○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
11月	6.42	5.08	4.88	2.87	2.74	5.95	4.34	7.91	7.54	6.58
12月	6.52	5.15	4.93	2.95	2.88	5.98	4.36	7.79	7.51	6.56
1月	6.37	5.02	4.83	2.70	2.62	5.93	4.32	7.68	7.41	6.48
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
11月	9.28	8.63	10.04	9.64	6.92	9.43	9.40	5.35	6.56	8.24
12月	9.24	8.60	9.98	9.63	6.90	9.41	9.39	5.27	6.49	8.19
1月	9.13	8.46	9.82	9.49	6.83	9.32	9.30	5.18	6.41	8.09



備考1: 上表の平成15年8月、平成16年10月~12月、及び平成18年10月に確認された地下水位の上昇は、工事に起因するものではないことを確認しております。

作成日 平成29年 月 日

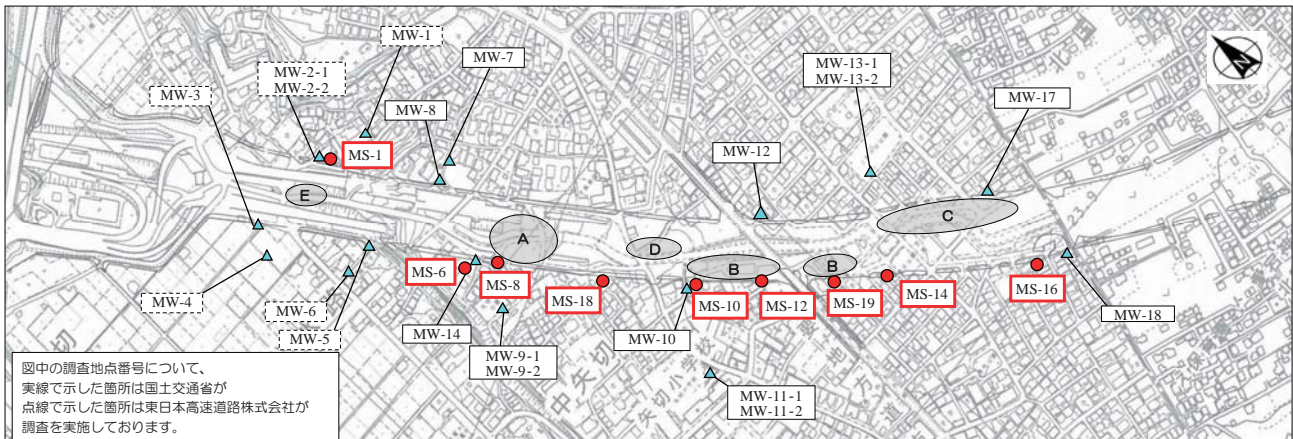
矢切地区の2月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式会社の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都国道事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、2月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口	■電話番号
国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所 調査設計課	047-362-4115
東日本高速道路株式会社関東支社 千葉工事事務所 技術課	043-350-3342

1. 調査項目および調査地点

調査項目、および調査地点を下の図に示します。



図中の調査地点番号について、
 実線で示した箇所は国土交通省が
 点線で示した箇所は東日本高速道路株式会社が
 調査を実施しております。

施工範囲	施工業者
A 矢切堀之内電線共同溝その2工事	大有建設(株)
B 矢切堀之内遮音壁その3工事	(株)堀建設
C 矢切北園分地区改良舗装その1工事	中部土木(株)
D 東日本高速道路株式会社 工事	
E 小山遮音壁工事	(株)アークノハラ

凡例

- : 騒音・振動調査地点 (9地点)
- ▲ : 地下水位・水質調査地点 (水位: 20地点、水質: 7地点)
- : 工事の施工範囲

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-1	E 小山達音壁工事	58	42	2月7日
MS-6	A 矢切堀之内電線共同溝その2工事	53	31	2月10日
MS-8		58	41	
MS-10		58	41	
MS-12	B 矢切堀之内音壁その3工事 D 東日本高速道路株式会社 工事	63	44	2月27日
MS-18		55	35	
MS-14	B 矢切堀之内音壁その3工事 C 矢切北園分地区改良舗装その1工事	54	37	2月22日
MS-16		58	37	
MS-19		60	44	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	
		85	75	

解説
 ● 騒音レベル L_{A5}
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。
 ● 振動レベル L_{10}
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水質調査結果 (調査日: 2月6日、15日)

地下水質の調査結果を下の表に示します。
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。

○ pHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	6.7	6.4	7.0	7.3
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

測定地点	MW-10	MW-12	MW-14
pH	6.6	7.0	7.1
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005

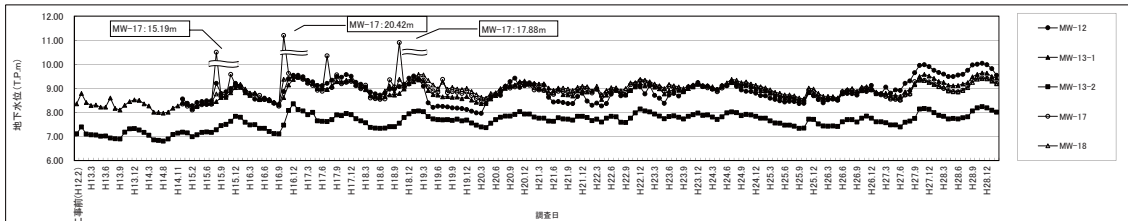
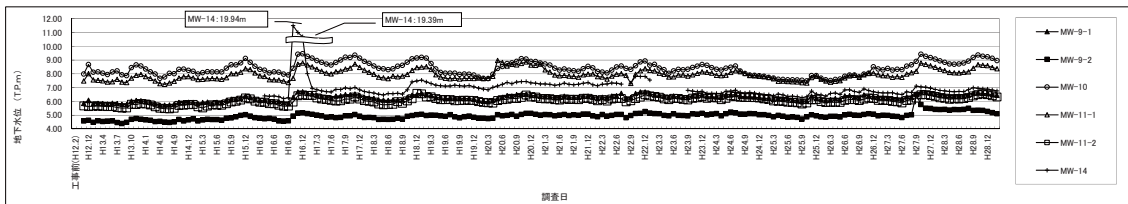
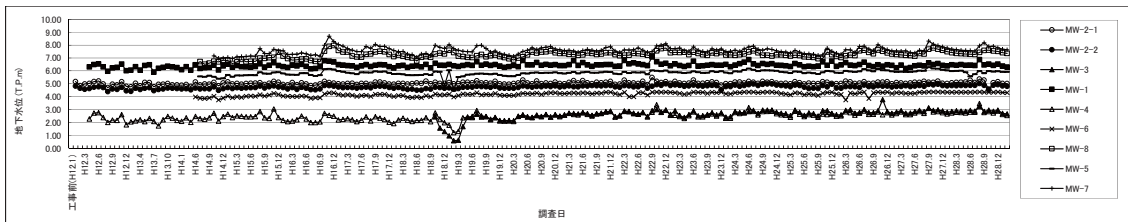
解説
 ★ 測定項目について
 ● pH (水系イオン濃度)
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。
 ● 六価クロム
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

4. 地下水位調査結果 (調査日: 2月14日、20日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。
 ○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
12月	6.52	5.15	4.93	2.95	2.88	5.98	4.36	7.79	7.51	6.56
1月	6.37	5.02	4.83	2.70	2.62	5.93	4.32	7.68	7.41	6.48
2月	6.29	5.01	4.80	2.66	2.54	5.93	4.31	7.64	7.36	6.44
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
12月	9.24	8.60	9.98	9.63	6.90	9.41	9.39	5.27	6.49	8.19
1月	9.13	8.46	9.82	9.49	6.83	9.32	9.30	5.18	6.41	8.09
2月	8.96	8.37	9.54	9.42	6.77	9.21	9.19	5.10	6.32	8.01



備考 1: 上表の平成 15 年 8 月、平成 16 年 10 月~12 月、及び平成 18 年 10 月に確認された地下水位の上昇は、工事に起因するものではないことを確認しております。

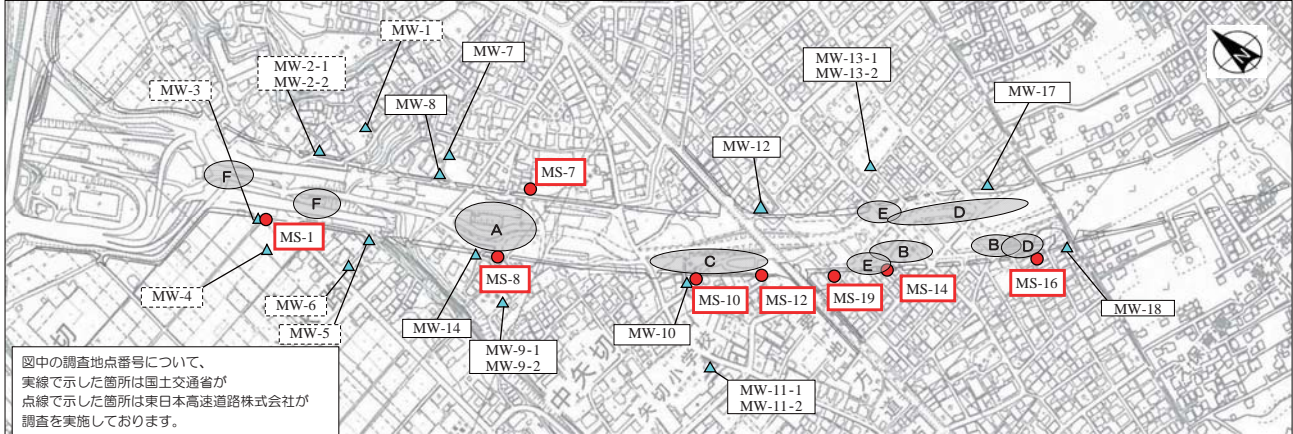
矢切地区の 3 月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式会社の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都圏国道事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、3月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口	■電話番号
国土交通省関東地方整備局 首都圏国道事務所 調査設計課	047-362-4115
東日本高速道路株式会社関東支社 千葉工事事務所 技術課	043-350-3342

1. 調査項目および調査地点

調査項目、および調査地点を下の図に示します。



図中の調査地点番号について、
 実線で示した箇所は国土交通省が
 点線で示した箇所は東日本高速道路株式会社が
 調査を実施しております。

施工範囲	施工業者
A 矢切堀之内電線共同溝その2工事	大有建設(株)
B 矢切堀之内遮音壁その1工事	京成建設(株)
C 矢切堀之内遮音壁その3工事	(株)堀建設
D 矢切北国分地区改良舗装その1工事	中部土木(株)
E 矢切歩道橋昇降施設新設工事	古川建設(株)
F 小山遮音壁工事	(株)アークノハラ

- 凡例
- : 騒音・振動調査地点 (8地点)
 - ▲ : 地下水位・水質調査地点 (水位: 20地点、水質: 7地点)
 - : 工事の施工範囲

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-1	F 小山遮音壁工事	60	33	3月7日
MS-7	A 矢切堀之内電線共同溝その2工事	56	37	3月3日
MS-8		57	39	
MS-10	C 矢切堀之内遮音壁その3工事	56	38	3月13日
MS-12		61	43	
MS-14	B 矢切堀之内遮音壁その1工事 D 矢切北国分地区改良舗装その1工事 E 矢切歩道橋昇降施設新設工事	54	37	3月10日
MS-16		59	39	
MS-19		55	41	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

解説

- 騒音レベル L_{A5}
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。
- 振動レベル L_{10}
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水調査結果 (調査日: 3月6日、7日)

地下水質の調査結果を下に示します。
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。
 ○ pHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	6.7	6.4	7.2	7.1
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	MW-10	MW-12	MW-14	
pH	6.5	7.1	7.4	
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	

解説

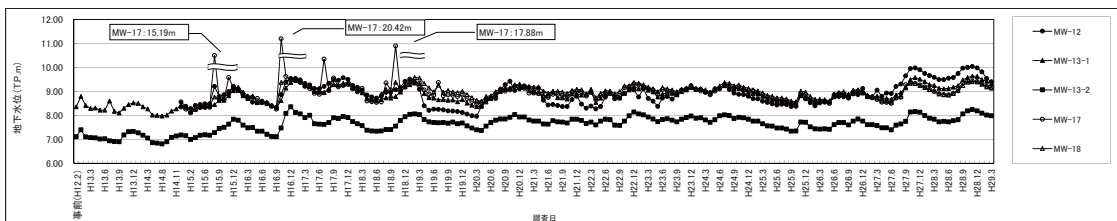
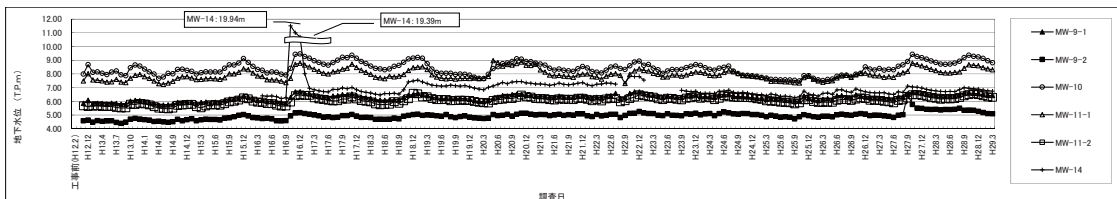
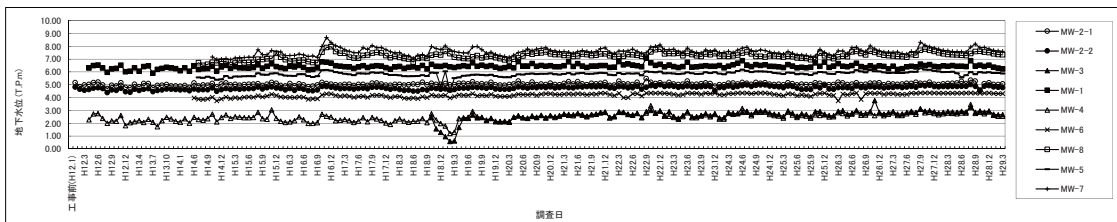
- ★測定項目について
- pH (水系イオン濃度)
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。
- 六価クロム
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当該調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

4. 地下水位調査結果 (調査日: 3月6日、21日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。
 ○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
1月	6.37	5.02	4.83	2.70	2.62	5.93	4.32	7.68	7.41	6.48
2月	6.29	5.01	4.80	2.66	2.54	5.93	4.31	7.64	7.36	6.44
3月	6.23	5.07	4.77	2.67	2.55	5.88	4.31	7.61	7.33	6.42
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
1月	9.13	8.46	9.82	9.49	6.83	9.32	9.30	5.18	6.41	8.09
2月	8.96	8.37	9.54	9.42	6.77	9.21	9.19	5.10	6.32	8.01
3月	8.81	8.30	9.40	9.33	6.75	9.15	9.14	5.09	6.29	7.98



備考1: 上表の平成15年8月、平成16年10月~12月、及び平成18年10月に確認された地下水位の上昇は、工事に起因するものではないことを確認しております。

作成日 平成29年 月 日

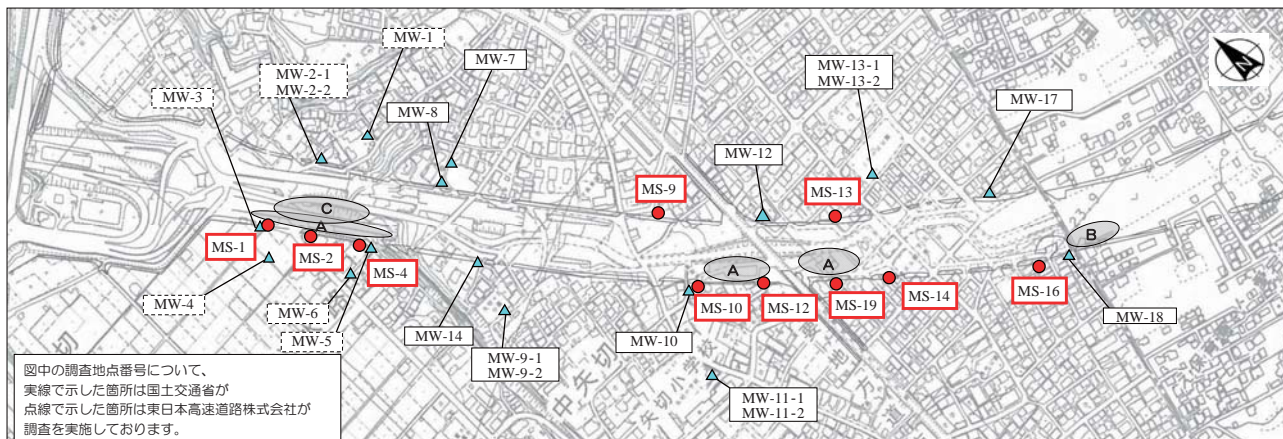
矢切地区の4月の調査結果のお知らせ

平素は、国土交通省・東日本高速道路株式会社の外環事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
 国土交通省首都圏道事務所及び東日本高速道路株式会社千葉工事事務所では地域の生活環境の保全に努めつつ外環事業に取り組むために、騒音・振動等についての調査を毎月実施しております。
 そのうち、4月に実施しました調査結果についてお知らせ致します。

■担当窓口	■電話番号
国土交通省関東地方整備局 首都圏道事務所 調査設計課	047-362-4115
東日本高速道路株式会社関東支社 千葉工事事務所 技術課	043-350-3342

1. 調査項目および調査地点

調査項目、および調査地点を下の図に示します。



図中の調査地点番号について、
 実線で示した箇所は国土交通省が
 点線で示した箇所は東日本高速道路株式会社が
 調査を実施しております。

施工範囲	施工業者
A 矢切堀之内遮音壁その3工事	(株) 堀建設
B 矢切堀之内遮音壁その4工事	共立建設(株)
C 小山遮音壁工事	(株) アークノハラ

- 凡例
- : 騒音・振動調査地点 (10地点)
 - ▲ : 地下水位・水質調査地点 (水位: 20地点、水質: 7地点)
 - : 工事の施工範囲

2. 騒音・振動調査結果

騒音レベル L_{A5} および振動レベル L_{10} の調査結果を下の表に示します。
 ○ 法律による規制基準を満足しています。

調査地点	付近の工事内容	騒音レベル L_{A5} (dB)	振動レベル L_{10} (dB)	調査日
MS-1		56	34	4月25日
MS-2	A 矢切堀之内進音壁その3工事 C 小山進音壁工事	58	48	4月21日
MS-4		57	37	
MS-9		54	43	4月20日
MS-10	A 矢切堀之内進音壁その3工事	55	38	
MS-12		61	44	4月17日
MS-13		54	34	
MS-14	A 矢切堀之内進音壁その3工事	52	37	
MS-16	B 矢切堀之内進音壁その4工事	56	38	
MS-19		56	42	
法律による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 85	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 75	

解説
 ● 騒音レベル L_{A5}
 騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に示された規制基準値と比較する値です。
 ● 振動レベル L_{10}
 騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」に示された規制基準値と比較する値です。

3. 地下水調査結果 (調査日: 4月10日、26日)

地下水質の調査結果を下の表に示します。
 毎月調査している項目として、pHおよび六価クロムがあります。
 ○ pHおよび六価クロムに異常はありませんでした。

測定地点	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-8
pH	6.7	6.4	7.2	7.0
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
測定地点	MW-10	MW-12	MW-14	
pH	6.4	7.1	6.8	
六価クロム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	

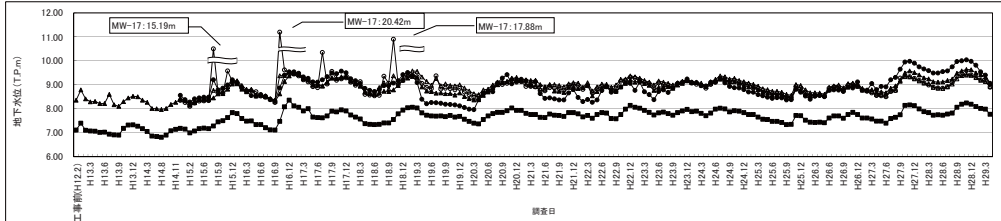
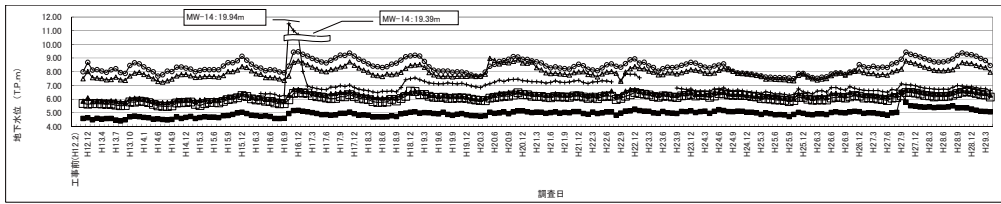
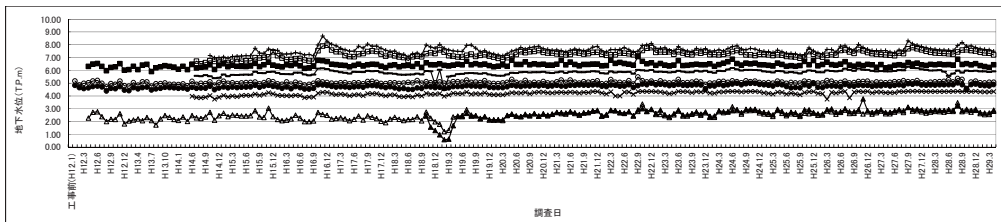
解説
 ★ 測定項目について
 ● pH (水系イオン濃度)
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は強アルカリ性を示すため、地下水中にセメントが混入した場合、pHがアルカリ性に傾くおそれがあるため監視測定しています。pHについては地下水における環境基準は定められていません。
 ● 六価クロム
 地盤改良等に使用するセメント系固着剤は、条件によっては地下水に六価クロムとして溶出するおそれがあることから監視・測定しています。六価クロムの地下水における環境基準は0.05mg/l以下とされています。「0.005未満」とは当調査において六価クロムを定量できる範囲未満であることを意味しています。

4. 地下水位調査結果 (調査日: 4月17日、25日)

地下水位の調査結果を下の表に示します。
 ○ これまでに工事による地下水位の低下は見られません。

測定結果の単位は T.P.m

調査月	MW-1	MW-2-1	MW-2-2	MW-3	MW-4	MW-5	MW-6	MW-7	MW-8	MW-9-1
2月	6.29	5.01	4.80	2.66	2.54	5.93	4.31	7.64	7.36	6.44
3月	6.23	5.07	4.77	2.67	2.55	5.88	4.31	7.61	7.33	6.42
4月	6.44	5.07	4.88	2.89	2.80	5.93	4.34	7.50	7.21	6.29
調査月	MW-10	MW-11-1	MW-12	MW-13-1	MW-14	MW-17	MW-18	MW-9-2	MW-11-2	MW-13-2
2月	8.96	8.37	9.54	9.42	6.77	9.21	9.19	5.10	6.32	8.01
3月	8.81	8.30	9.40	9.33	6.75	9.15	9.14	5.09	6.29	7.98
4月	8.45	7.97	9.06	9.04	6.62	8.90	8.92	5.06	6.15	7.77



備考1: 上表の平成15年8月、平成16年10月~12月、及び平成18年10月に確認された地下水位の上昇は、工事に起因するものではないことを確認しております。